



第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 20002 号

株式会社 住共クリエイトサービスセンター
代表取締役社長 村上 弘 様

新居浜市長 古 川 拓 哉



令和6年9月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和6年 9月26日
許可の有効年月日 令和8年 9月25日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市磯浦町16番5号 磯浦町乙366番18
事務所及び事業場の名称	株式会社 住共クリエイトサービスセンター
業 の 種 類	処分業(中間処理)
廃 棄 物 の 種 類	ごみ
営 業 の 区 域	愛媛県内
積替え・保管の有無	有
許可の変更の状況	令和7年07月10日 積替保管場所の追加 磯浦町乙193番12 保管場所追加分 面積:26㎡、容量:9㎡ 保管場所 合計 面積:151㎡、容量:152㎡ 令和8年06月29日 役員変更 取締役 (退任)石川 公紀 (就任)山本 央治 監査役 (退任)佐藤 薫 (就任)武田 光正
条 件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。

一般廃棄物処理業(処分業)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 一般廃棄物の処分に係る関係法令を遵守すること。
- 5 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。
- 6 許可申請事項に変更が生じた場合は、必ず変更許可申請書を市長に提出すること。